

岐阜県観光振興メディア活用懇談会開催要綱

(開催の目的)

第1条 岐阜県の観光振興にあたり、女性の観点かつ専門的な視点から意見等をいただくことにより、メディアを効果的に活用することを目的として、「岐阜県観光振興メディア活用懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 メディアを活用した観光振興に関すること。
- 二 その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 懇談会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は委員の互選による。
- 4 会長は、懇談会を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

- 2 ただし、特別な申出がない限り、任期は自動更新される。

(懇談会)

第5条 懇談会は、会長が招集し、議事を進行する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 県は、懇談会の開催によらず、必要に応じて個別に委員に意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会に関する庶務は、商工労働部観光国際局観光企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月9日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。